



# 第1章

## 計画の概要



## 1 計画策定の趣旨

千葉の未来を担う子ども・若者が、夢や希望を持って健やかに成長し、自立・活躍することは、県民すべての願いです。

県では、青少年施策を総合的に実施するため、平成20年1月に「千葉県青少年健全育成計画」を策定し、「自立と共生」をキーワードに、5年間、計画を推進してきました。

その後、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、平成24年3月に、同法に基づく都道府県子ども・若者計画として、「千葉県青少年総合プラン（平成24年度～26年度）」（以下「第1次プラン」という。）を策定しました。本県の全ての子どもや若者を「地域全体で育てること」、特に、ニートやひきこもりなど、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者に対して「きめ細やかな支援をしていくこと」を基本的な考えとし、様々な施策を展開してきました。

さらに、平成27年3月に第1次プランに続く計画として「第2次千葉県青少年総合プラン（平成27年度～29年度）」（以下「第2次プラン」という。）を策定しました。国際理解・国際交流の促進、消費者教育の推進、子どもの貧困対策計画の策定など新たな項目も加え、子ども・若者の育成と社会的自立を実現するため、計画の推進を図ってきました。

しかしながら、スマートフォンの普及に伴うネットトラブルの増加、いじめの問題、子どもの貧困問題、不登校・ひきこもりの問題など、子ども・若者を取り巻く環境はなお厳しい状況にあります。

このような状況を踏まえ、県では、第2次プランを継承しつつ、多様化する青少年問題に的確に対応し、千葉の未来を担う子ども・若者の健やかな成長を支える社会を実現するため、「第3次千葉県青少年総合プラン（平成30年度～34年度）」（以下「第3次プラン」という。）を策定します。なお、策定にあたっては、千葉県総合計画や第2期千葉県教育振興基本計画をはじめとする本県の関連計画との整合性を図ります。

## 2 計画の位置づけ

本県の子ども・若者育成支援施策を総合的かつ計画的に推進する計画であるとともに、平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に基づく法定計画です。

### 3 計画期間

平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

### 4 計画の対象者

本プランの対象とする「子ども・若者」は、乳幼児期から青年期（概ね30歳未満まで）としますが、施策によっては、ポスト青年期（40歳未満）までを対象とします。



なお、対象となる者の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから、施策によっては「児童生徒」、「少年」、「青少年」、「子ども・若者」等の用語を併用します。

#### 【参考】

##### ○子ども・若者育成支援推進法 第9条

都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。